

低入札価格調査制度の運用に関する要領

令和3年5月1日(最終改正)

(趣旨)

第1条 宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号。以下「規則」という。)の規定により契約権者が行う契約手続における低入札価格に対する調査基準価格の設定方法を定め、入札等の公平性及び透明性の確保を図ることを目的として制定する。

2 宇治市が発注する建設工事における低入札価格調査制度に関する事務の取扱については、別に定めるもののほかこの要領の定めるところによる。

(低入札価格調査制度の適用)

第2条 建設工事の競争入札において、低入札価格調査制度を適用するものは、次の表に規定する工事種別・予定価格(消費税相当額を除いた額とする。以下同じ。)に該当するもの及び総合評価競争入札によるもので、設定された調査基準価格に満たない場合とする。

工事種別	予定価格
一般土木	概ね3億円以上
水道施設	概ね3億円以上
舗装	6千万円以上
造園	6千万円以上
電気(土木関係)	概ね1億5千万円以上
建築	概ね10億円以上
電気(建築関係)	概ね1億5千万円以上
管	概ね1億5千万円以上
その他の工事	6千万円以上

(調査基準価格の設定)

第2条の2 調査基準価格は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7

． 5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7. 5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9. 7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 5. 5 を乗じて得た額

2 工事内容等により、この基準に設定することが不適切と認められる場合は、前項に規定する算定方法にかかわらず、10 分の 7. 5 から 10 分の 9. 2 の範囲内で契約課長の定める割合を予定価格に乗じて得た額に設定することができる。ただし、予定価格及び調査基準価格を事後公表とする場合には、総務部長が設定する。

(調査基準価格の記載)

第 3 条 契約課長は、建設工事の入札等において低入札価格調査制度を適用するときは、低入札価格に対する調査基準価格を予定価格及び最低制限価格決定書に記載しなければならない。その場合、調査基準価格は前条により設定した価格の 1000 円未満を切り捨てた価格とする。

2 予定価格及び調査基準価格を事後公表とする入札については、前項中、契約課長を総務部長と読み替える。

(失格基準価格の設定)

第 4 条 契約課長は、建設工事の入札等において低入札価格調査制度を適用するときは、調査することなく落札しない場合の基準価格（以下「失格基準価格」という。）を設定することとする。

2 失格基準価格は、入札等に付す案件で、調査基準価格を下回る入札等があった場合に設定することとし、次の各号に掲げる額（円未満切り捨て）とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

3 調査基準価格を下回る額で、前項各号に定める失格基準価格を下回る入札等があったときは、失格とする。

4 予定価格及び調査基準価格を事後公表とする入札については、本条

中、契約課長を総務部長と読み替える。

(入札等参加の制限)

第5条 契約課長は、建設工事の入札等において低入札価格調査制度を適用するときは、調査対象者対し、入札等参加の制限を設定することができる。

2 前項の規定により共同企業体について入札等参加の制限を行うときは、当該共同企業体の構成員について、当該共同企業体の入札等参加の制限の期間の範囲内で期間を定め、入札等参加の制限を併せ行うものとする。

3 制限の期間は、当該案件の入札日より1カ月間とする。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができる。

(指名業者への周知)

第6条 契約課長は、建設工事の入札等において低入札価格調査制度を適用したときは、その旨を入札通知書等において指名業者等に周知を図るとともに、調査基準価格を下回ったときの処理方法等を本要領等において周知を図らなければならない。

(入札の執行)

第7条 失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札があったときは、入札執行者は入札参加者に対して低価格の入札による保留を宣言し、調査対象者について、宇治市工事等競争入札心得第22条の定めにより内訳書の確認を行い、有効な内訳書であった場合、低入札価格調査制度により調査のうえ落札者及び落札金額は後日決定する旨を説明し、また調査対象者には当該案件の入札日より1カ月間は入札等に参加できない旨を説明し、入札を終了しなければならない。

(調査の実施)

第8条 入札等において失格基準価格以上で調査基準価格を下回る入札等があったときは、調査対象者に対し、当該価格において契約の内容に適合した履行が可能であるか否かの調査を行わなければならない。

2 調査の結果、当該価格において契約の内容に適合した履行が可能であると認めた場合は、その入札等を行った者を落札決定者としなければならない。

3 調査の結果、当該価格において契約の内容に適合した履行がなされ

ないおそれがあると認めた場合は、次順位の価格者を確認し、次順位の者が調査基準価格以上の入札等である場合はその者を落札決定者としなければならない。次順位の者が調査基準価格未満の入札等である場合は、第9条本文の調査対象者と同様の調査を行い、その結果により落札者を決定するものとする。入札等参加の制限は、調査開始の日から1カ月とする。次々順位の価格者の場合も、同様とする。

(調査結果の公表)

第9条 前条の規定により行った調査の結果は、入札等参加全者に連絡しなければならない。また同時に、当該案件に係る入札等の結果をすみやかに所定の方法にて閲覧に供しなければならない。ただし、調査の経過については公表しないこととする。

(契約保証金)

第10条 契約課長は、建設工事の入札等において低入札価格調査制度を採用し、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る応札があり、調査の結果落札決定した者との契約については、契約保証金の額を契約代金額の10分の2の額に相当する額とすることができる。

(付加要件)

第11条 建設工事の入札等において低入札価格調査制度を採用し、失格基準価格以上で調査基準価格を下回る応札があり、調査の結果落札決定した者との契約について、落札者は、補助者として配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名以上増員しなければならない。

(調査基準価格の公表)

第12条 調査基準価格及び調査基準の予定価格に対する設定率はこれを公表することができる。ただし、競争を阻害する可能性がある場合等は、これを公表しないことがある。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項及びこの要領の事項について特に定める必要があると認める場合は、市長がこれを定めることができる。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月6日以降の発注から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日以降の発注から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日以降の発注から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降の発注から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日以降に発注する案件から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に発注する案件から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月28日以降に発注する案件から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月10日以降に発注する案件から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日以降に発注する案件から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日以降に発注する案件から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月1日以降に発注する案件から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日以降に発注する案件から施行する。